

○ 国は三位一体改革の中で、一方的に生活保護費負担金の負担割合を現行の4分の3から3分の2又は2分の1に引き下げようとしている。



○ 我々地方自治体は、生活保護費負担金の国庫負担割合引下げに断固反対するものである。仮に強行されるようなことがあれば、生活保護事務の国への返上も辞さない。

- ・生活保護は、そもそも現金給付による所得再分配であり、国が行うべき典型的な仕事である。
- ・生活保護費負担金の国庫負担割合引下げは、国の責任の後退であり、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。
- ・負担割合の引下げを行っても、地方の自由度は高まらず、三位一体改革の趣旨に沿うものではない。
- ・「地方負担を増やすことにより保護率を下げるというインセンティブが働く」との国の考え方には、これまでの負担率の引上げ・引下げの経緯からみて、根拠がない。【下図参照】
- ・保護率の近年の上昇は、社会的要因（単身高齢世帯、離婚による母子家庭、長期入院患者の増加等）と経済的要因（企業の倒産、リストラ・失業者・ホームレスの増加等）によるものである。【下図参照】
- ・保護率の地域差が見られるが、これは地方自治体がただ漫然と保護を適用している結果ではなく、失業率の悪化、地域固有の歴史的背景など構造的要因によるものである。

